

白井市保育士処遇改善事業費補助金交付要綱

所管課

保育課

1 補助金の名称

保育士処遇改善事業費補助金

2 補助金交付の目的

保育人材の確保、定着及び離職防止を図り、もって保育環境の向上に資するため。

3 用語の定義

- ①「保育士」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の4に規定する保育士をいう。
- ②「保育教諭」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第15条第1項に規定する保育教諭及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第5条第1項の規定する保育教諭等をいう。
- ③「保育所」とは、法第39条第1項に規定する施設をいう。
- ④「認定こども園」とは、認定こども園法第2条第6項に規定する施設をいう。
- ⑤「小規模保育事業」とは、法第6条の3第10項に規定する事業をいう。
- ⑥「事業所内保育事業」とは、法第6条の3第12項に規定する事業をいう。

4 補助対象

市内で保育所を運営し、1日6時間以上かつ月20日以上又はこのいずれかを満たさない場合は月120時間以上（有給休暇及びその他勤務しないことについて保育事業者の承認があった日数を含む。）勤務する保育士等を雇用する事業者

5 補助対象経費

人件費

6 補助額（率）

各月初日に在籍する補助対象保育士等の数に3万円を乗じて得た額

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成29年10月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴